

○議長 小田 武人君

4 番、刀根議員の一般質問を許します。刀根議員。

○議員 4 番 刀根 正幸君

4 番、刀根正幸です。今回、一般質問の通告書に基づきまして、一般質問を行わせていただきます。

件名でございますが、安心して暮らせる社会づくりに向けてということを件名として、まず趣旨でございますが、災害に強い町の特徴として、次の 3 つの視点で災害の対策を行っていることが挙げられる。第 1 点目は、災害は必ず来るものとして、事前対策が十分に行われていること。2 点目は、災害時の体制が整っており、危機管理意識のもと、情報の収集が的確に行われていること。第 3 点目は、災害後の処理が迅速かつ適正に行われていることとなるが、今回は第 3 点目に焦点を当てて一般質問を行うものであります。

つきましては、冒頭にこの趣旨ということで簡単に述べさせていただきます、質問事項に移らせていただきます。今回は 7 月 5 日の大雨に際し、災害に対する町の考え方についてお伺いしております。この概要につきましては、先ほど 1 点目に松岡議員のほうから事細かに説明が求められ、今回私の質問に対しましては、「備えあれば憂いなし」という言葉のとおり、どのように備えておけば、この信頼されるその対策が講じられるのかといったところに視点を当てております。今回の 7 月 5 日の部分ではですね、一応マスコミ等で東峰村の村長さんが言っておられました。早く避難勧告を出したかったけども、出すことによって、第 2 次的な災害、それが怖くて出せなかったと。これはまさにあのマスコミの写真を見ると、そのような状況に陥るのではないかと思います。

そこで、まず質問の第 1 点でございますが、芦屋町では自治区 30 区のうち、地域の自主防災組織が届け出されていない地域への対応における今後の方向性についてお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

現在、自主防災組織、30 地区あるうちで、26 の自治区が組織をされています。4 地区がまだ、組織をされていない状況でございます。今後、自主防災の組織づくりをお願いしたいというふうに考えております。

近年、先ほど刀根議員が言われましたとおり、7 月の九州北部豪雨や昨年熊本の地震等、いっどこで災害が発生するかわからない状況でございます。全ての区が組織づくりを行い、共助の精神で、災害発生時には、お互いが助けあう組織づくりが必要と考えますし、要請があれば、組織をされていないところには支援をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 4 番 刀根 正幸君

先ほどお答えになりましたように、芦屋町の自主防災組織というものは、早めに取りかかり、他町の範となってもよいくらいの活動と内容を備えているのではないかというふうに考えております。ただ、このもとになるものというのがですね、やはり私は住民の地域意識というんですかね。自分たちの町は自分たちの町でつくっていくんだ、支えていくんだっていう意識が大切でございまして。その中で、その自治意識が高まっていけばいくほどに住民間の絆、そういったものができていくのではないかと考えております。よく災害に使われる言葉に、やはり何と申しますかね、まずは自主的な自衛といいますかね、それで守っていくのと、いわゆる自助というのか、自助のもとでの内容は約 45% くらい。それから共助というものがやはり 45 から 50、そして最後の公助というものが大体 10% 未満と言われております。ですから、やはり自分の命は自分で守るといった、まずその心構えが第一でございまして。その次に実は共助ということになってくるわけです。その共助という格好の中でですね、実は芦屋町の場合については、組織的にはできていますよということが言えるんですが、じゃあ実際に共助という形の中で考えたときに、自治区に加入している割合、これが実はもう私の区の中で参照していけばですね、30% を切っているという状態の中では、いわゆるそれは、きちんとやっただとしても、やっぱり 30% の効果なんです。100% 出しても。それが 100% 入ればですね、70% の力を出しても 70% の力で、やはり私はこういった意味で、地域教育力というものを高めていく、そういった取り組みが大切であり、これがさまざまな状態の中で力を発揮していく。例えば、福祉の問題におきましても、そうでしょうし、生涯学習等についてもそうでしょうし、それらは全て結びついていくんだといった、まず御認識がいただければいいかなと思います。

そこで、この問題はおいおい出てくるわけですが、一番最後の項目の中でですね、その分を出させていただきたいと思います。

次に（2）災害時の体制の中で、議会の情報提供をどの時点で行うのがベターと考えられるのかについてお答え願います。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

芦屋町地域防災計画では、大規模災害等が発生した場合、災害対策本部が設置され、分掌事務で、議会事務局が議会班という形でなります。災害本部の会議に議会事務局長が入りますので、

平成 29 年第 3 回定例会（刀根正幸議員一般質問）

災害のときの対策本部での情報については、この議会事務局長及び議会班を通じて議員の方々と連絡調整を図るような形で位置づけております。災害発生直後には、いろいろな情報が錯綜し、また現場対応に追われているのではないかとこのころで考えますので、すぐに議会へ情報を流すことは、大変難しいと考えております。ある程度の災害状況が終息した段階で、議会班を通じて情報提供できればよいのではないかと考えております。

情報につきましても、今現在、何も取り決めを行っておりませんので、今後、それらを含めた中で、議会事務局と協議を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 4 番 刀根 正幸君

この点につきましてはですね、やはり議員の皆様というのも地域にいるわけでございますから、やはり適当な時期に適当にということで、あと、そのかわりというものです、やはり明確にする必要があると考えております。つきましては、私どもも先進地視察等で行ってまいりますし、他の町においてはですね、すでにどのような対応をしていきますといったところが記述された文書もあるようです。ただ、それをつくったからといって、それがきちんと機能するわけではございません。逆に防災に当たってのですね、障害になっている分野も聞いております。つきましては、どういった形が芦屋町にとってベターなのか、そういった点を今後も私どもで、深めていきたいと思っておりますので、またその点については、ある程度情報として、また内容としてまとまった時点で御相談をさせていただきたいと思っております。

次でございますが、災害時の災害発生後の対応として、国が定める災害弔慰金の支給に関する法律に該当しない災害の処理をどのように考えておられますでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

まず災害弔慰金の支給に関する法律、まずそこからちょっとお話をさせていただきたいと思っております。町でも条例を制定してございまして、災害弔慰金や災害障害者の見舞金に関する支給をするような形になっております。この対象災害としては、自然災害で暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象による被害が生じるときに、この弔慰金に該当するという形になっております。1 市町村において住居が 5 世帯以上滅失した災害、都道府県において住居が 5 世帯以上滅失した市町村が 3 以上ある場合の災害、都道府県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合、災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以

平成 29 年第 3 回定例会（刀根正幸議員一般質問）

上ある場合の災害等がこの弔慰金等の支給の基準とまちはなっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 4 番 刀根 正幸君

先ほど、一つの災害者に対してのその弔慰金等の説明がございました。では、芦屋町については、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給額はどのようになっているのでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

災害弔慰金につきましては、生計維持者が死亡した場合 5 0 0 万円、その他の者が死亡した場合は、2 5 0 万円でございます。

災害障害見舞金につきましては、町民が災害により重度の障害、両眼の失明、要常時介護、両上肢を肘関節以上切断等を受けた場合、生計維持者は 2 5 0 万円、その他の者についても 2 5 0 万円という形で支給されるという形になっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 4 番 刀根 正幸君

今、弔慰金のその説明がございました。では、災害援護資金の貸し付けを行うことができるようになっていると思いますが、対象者とそれから貸付限度額、償還期間、利率はどのような内容になっていますでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

対象災害としては、都道府県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合で、災害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するための災害援護金の貸し付けを行うものでございます。

貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じております。世帯主が 1 カ月以上の負傷かつ住居が半壊した場合は 2 7 0 万円、住居が全壊した場合は 3 5 0 万円、世帯主の負傷なく住居が半壊した場合は 1 7 0 万円、住居が全壊した場合は 2 5 0 万円、住居の全体が滅失または消失した場合は 3 5 0 万円となっております。

平成 29 年第 3 回定例会（刀根正幸議員一般質問）

貸付期間は 10 年間で、据置期間は 3 年。利率は、据置期間中は無利子とし、据置期間後、その利率を延滞の場合を除き 3 % という形の中で決まっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 4 番 刀根 正幸君

今御説明があったその内容、弔慰金並びに災害見舞金等もですね、含めまして、大体その期間的にはその申請をして、大まかどの程度ぐらいで被災者に手渡されるんでしょうかね。その辺ちよっと簡単に。大まかで結構です。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

これは申請をしてという形になりますので、なかなか実際、こういう事象が発生していないので、どれくらいで支給できるのかというところは、ちょっとなかなか私もお答えはできないんですけど。早期に手続をして貸し付けを行っていくという形になってくるのではないかと。現状、その朝倉等もこういう形は、貸付制度はできるようにはなっていると思うんですけど。実際そういう災害が起こった場合、町職員としても対応ができないというところの中で、まず、被害状況を確認した上で、罹災証明が出てという形の中で順次になっていくのではないかというふうに想定をしております。

以上です。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 4 番 刀根 正幸君

これは確かにですね、現状を把握し、そしてそれをまとめて申請するという形の中ではですね、その災害の内容によって異なってくるというのは理解できます。ただ福島なりですね、そういったところで見ると、なかなか支給されていなくて、被災された方は、もう今もなんかきゅうきゅうとした生活をされているというのが、ときどきマスコミを通して見えてくるわけです。ですから、やはりこういった問題というのはですね、被害者の立場に立って、そして被害者の目線で、そういう事務処理をしていく、そのようなことが大切だとは思っていますので、極力そのような形の中で対応していただきたいと考えております。

それでは、次に質問第 4 でございます。大規模な災害の際は、弔慰金は災害援護の貸付金等があるということがわかっておりますが、それ以外の小規模な災害の場合はどうなるんでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

この弔慰金の支給に当たらない場合、どうなるかという形になりますので、芦屋町では、町独自の条例として芦屋町災害弔慰金及び見舞金に関する条例を制定しており、それに基づいて支給を行っております。この条例は地震、暴風雨、洪水、地滑り、土砂崩れ、または火事等の災害による町民の死亡または住居の被害に対し、弔慰または見舞いを送るものでございます。

弔慰金は死亡した場合、1人につき20万円を支給するようにしております。見舞金としては、家屋の全壊、全焼・流失で15万円、半壊・半焼で8万円。床上浸水及びその他の小規模災害で2万円です。あと店舗の全壊、全焼、流失等で8万、半壊、半焼で5万円の見舞金を支給するという形の中で規定を設けております。

以上です。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 4番 刀根 正幸君

今、見舞金の内容につきましての部分の説明をいただきましたけれども、この条例というのはいつごろに制定された内容でございましょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

町の条例につきましては、昭和49年にまず初めに、この弔慰金及び見舞金に関する条例が制定されております。

以上です。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 4番 刀根 正幸君

49年といいますと、もう既に四十数年経っているんですけども、これを見直す機会とか、そういうものは制度的にあるんでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

49年当時から見直しとしては51年、57年、平成11年といった形の中で見直しをしてい

平成 29 年第 3 回定例会（刀根正幸議員一般質問）

るような状況でございます。ちょっと詳細な見直しについては、今、手元に資料がないんですが、ちょっと私の知る限りでは昔、この見舞金制度というところで、家屋等 15 万。当初は見舞金でしたので、3 万とか低い状態でした。それを平成 11 年に確か見直しを行っております。基本的にあと、各郡内の状況とちょっと比較しますと、若干、芦屋町の方がこういう住宅に対して、芦屋町と水巻に関しては、ほぼ同じ金額となっております。遠賀と岡垣につきましては、基本的に住居関係については 20 万円、うちと 5 万円ちょっと違うという状況になっておりますし、半壊半焼につきましては、芦屋町は 8 万円のところ遠賀、岡垣につきましては、10 万円というところで、床上浸水等につきましては、岡垣町では 3 万円で、芦屋町は 2 万円。若干芦屋町の方がちょっと低いのかなというところなんです。うちは水巻と同じという形の中でなっているのが現状になっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 4 番 刀根 正幸君

今、町の条例といいますかね、このほかにですね、やはり私のお聞きしたところによりますと、社会福祉協議会等もですね、合わせてこのような一つの融資制度的な部分もあるように聞いております。つきましては、その概要を御説明いただけますでしょうか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

福祉関係では、今、言われました社会福祉法人福岡県社会福祉協議会において、生活福祉資金の貸付制度の 1 つとして、災害を受けたことにより、臨時に必要な経費について貸し付けを行っております。貸し付けは 2 つあり、1 つは特に使途の定めのない緊急小口資金として 10 万円までを融資するもの。もう 1 つは、家の補修や一時的な転居費用など、主に住まいを確保すること等を目的にした福祉費として限度額 150 万円の融資制度があります。

緊急小口資金は保証人も必要なく無利子で、2 カ月の据え置き後、12 カ月以内に返済が必要です。福祉費は、原則、連帯保証人が必要で、連帯保証人がある場合は無利子、6 カ月の据え置き後、7 年以内に返済が必要でございます。

貸し付けの対象者は、生計の中心者が住民税の均等割まで課税されている低所得世帯、高齢者や障害者がおられる世帯というふうになっています。

これらの手続につきましては、芦屋町社会福祉協議会で行うことができます。

以上が、福祉関係における災害時の貸付制度でございます。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 4 番 刀根 正幸君

いろいろ一つの、例えば災害等に関してですね、貸し付けもしくは融資っていうことでありましたがけれども、昔、芦屋町におきましてね、一つの制度融資という形の中であったことを記憶しているんですが。今この制度融資においてはですね、一つの災害的な部分での融資制度はございますでしょうか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

芦屋町の制度融資基金を設置しまして、この基金を有効活用するというで、現在、商工融資を行っております。この制度融資は、平成 16 年度までは商工融資以外に農業融資、漁業融資、住宅融資、それと一般融資として結婚とか療養費、修学支度金がございました。またお尋ねの災害復旧融資ということで、火災、風水害、地震等の復旧にかかる利子補給を実施してございましたけれども、金融機関の金利の引き下げ、それと金融機関の貸付商品の多様化等により制度融資の利用者が減少したために、平成 17 年度から現在の商工融資のみと見直しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 4 番 刀根 正幸君

今、ちょっと聞き損なったんですが、平成 17 年度からこの部分は一つの商工融資のみに切りかわったということ。10 年前はそういった災害者、いわゆる住宅困窮者的な部分でも、いわゆる一定の所得要件はあったかとは思いますが、あったわけですね。その分は利用者がなかったからという形の中で、その分はなくなったというところの捉え方でよろしいですか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

平成 17 年度に見直しをしたときには、制度融資の利用者が減少傾向となったということで聞いております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 4 番 刀根 正幸君

すみません、まだ理解できないので、申しわけないんですけど。いわゆる利用者がいないから制度として消してしまったと。わかりやすく言えば。そういうようなことでよろしいんですか。

私はですね、今回、例えば大型災害という格好の中であった場合は、その町の制度の中で、一定の助成を受けることができる。しかしそうでなかった場合については、どこかでそのところの分を、やはり生きていかなくていけないわけですから、その生活のための、そのところの部分で何か方法がないのかなと。次に先ほどの御説明の中でも民と民との内容については、それは崖崩れが起きようと、それは関与しないというふうな形で受けとめております。そうしたときに、じゃあ、その分はそれを放置することによって、さらに大きな災害を招くおそれがある。そうした場合の救済措置は何かないものなのかなというところで、実は今、質問を調べたところでお聞きしているのですが。そういった中で、本当に困っているという方で、その該当するところの部分はね、制度なり、お金をもらわなくてできるんです。ところがそうでない方は、被害に遭ってどうしようもない状態の中でも手が打てない。これこそ私は控除の対象になるんじゃないかなというふうに考えております。やはりその災害というのは、忘れたころにやってくるというのが災害です。よく聞く言葉に、これはね、今までにない雨量やったから、急にどか雨が来たから、もう防ぎようがないんです。これらを整備していく、これは一番最初にお話ししました、「備えあれば憂いなし」。その中の言葉であって、何ぼ整備しようと、災害はやはり起こるんです。起こったときに、起こった人に対して、どのような対応がしていけるのか。これ中学の校長先生の言葉で、よく好んで使われる言葉で「ワンイズオール・オールイズワン」という言葉を言われていました。これは1人のために、みんなは何ができるか。みんなは1人のために何をしたらいいのか。それをやっていくのが行政という、私は場ではないかなって。そこで調べていけばいくほど、ある意味、中途半端なと言うのかな。本当の生活困窮者という部分については、実は、何て言いますか、社会福祉協議会の融資だろうと、町の融資だろうと受けることができるんですね。

ところが、一定の枠の所得がある方については、もうそれすらもだめですよという格好になるんです。ですから、本当に大きな災害の場合は、大規模災害のところの見舞金ということで、受けることができるんだけど、それにも該当しないよという方が、実際にそれが起こっているんですけども。そうした場合に、何か救済する手立てはないのかなというところで、現在、質問をしているところであります。

つきましてはですね、やはり、今は4番目の融資制度といったところの話をもう終わりましたけれども、一応、この点について、今後のいわゆる災害者に対するその対応ですね、それをどのように考えておられるのか。総務課長さんのほうからよろしいですか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

昔は融資制度があって、今はないというところは現状というところになっておりますし、今後いろいろな災害が起きるのではないかという形で、町での融資はどうなのかというところの御質問でございますが。遠賀郡内も今確認しましたところ、現在各町も融資制度は行っていないというのは、現状でございます。そうは言われましても、今後そういうことがあるのではないかと、いうところがありますので、今後、先進事例等を参考した中で、調査研究はしたいというふうな形では考えていきたいという思っております。なかなかその家屋とかですね、基本的に自助というところが1番になるのかと思うんですよね。家につきましては、火災保険に入っていたかどうか、今回の場合は擁壁というところで何も手立てが打てない。町としてもできないというのが現状でございます。そこにつきましては、そういうところで貸し付けができないかというところはなかなか、小さい災害の時はできるけど、今度大きな災害になると国とか県に応じた融資制度になってくると。それが対象にならないとか、いろいろな問題がございますので、調査研究はしないといけないのかなというふうには思っております。すぐするにはちょっとできないかもしれませんが、そういう事例がないか調査はしていきたいというふうに思っております。

ちょっとすみません、それと、議長、すみません。

先ほどちょっと答弁の中で金額はちょっと一部間違っていたのがありましたので、ちょっと修正をさせていただきたいと思えます。障害者の見舞金につきましては、生計維持者については250万円、その他も同じと言いましたけど、その他の者につきましては、半額の125万という形になりますので、そこはちょっと訂正してお詫び申し上げます。

以上で回答にかえさせていただきます。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 4番 刀根 正幸君

この内容につきましてはですね、実際に災害に遭われた立場の方に立って、そしてその上で一つの制度としてやっていく必要があるんじゃないかな。特にこれ、芦屋町ということで、今、特段の基金というのは持たないと思えます。ですけども、やはりそういったものを対応していく。そして住んでいる人が安心・安全に、という格好で暮らせるのが芦屋町ですよ。これは先ほどから言いますように、横並びの文化というのは大体わが国の特徴です。そうすると、逆によそになるものを、新しいものでもつくっていき、そしてその中で安心・安全に暮らせるのが芦屋町なんです。これはある意味、芦屋町を売るいいきっかけになるんじゃないかなというところで提案させていただいております。特にこの問題で大事なものは、縦割りの中で考えない。できるだけ横断

平成 29 年第 3 回定例会（刀根正幸議員一般質問）

的にお互いの事務を関連し合って、そしてその分が、やはり適性にかつ執行されるようにすることが求められる。でないとやはり A さんについては該当したけど、B さんについては該当しないよね。これは逆に、そういった制度をつくってもですね、不信感とか、そういったものが出てくる、助長するだけです。ですから、適正に執行することによって、より信頼度が、お互いに信頼できる町づくりに貢献できるんじゃないかなということで、提案させていただきました。本当はもっと奥深くに一つの災害というものを突っ込んでみたかったんですけども、より詳しく、松岡議員さんのほうでありましたので、時間はまだまだありますけども。

以上をもちまして、一般質問を終わらせていただきます。どうも。

○議長 小田 武人君

以上で、刀根議員の一般質問は終わりました。